

## 令和7年度 対馬市農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月25日（水）午前10時00分から午前10時36分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 第1会議室

### 3. 出席委員

#### ・農業委員 (10人)

1番 永留正司	2番 宮原安典	4番 波田裕一郎
5番 杉原要	6番 春日亀優	8番 阿比留なみ恵
9番 太田深雪	10番 永尾佐登志	13番 春日亀智恵子
14番 岡村高史		

#### ・農地利用最適化推進委員 (11人)

桐谷秀士	初村重政	西山義典	佐伯豊
梅野則仁	日高安実	永留靜夫	小宮貞司
阿比留輝夫	島居一治	畠島孝吉	

### 4. 欠席委員 (4人)

3番 小宮正至	7番 桐谷輝美	11番 戸田耕助
12番 松村英二		

### 5. 議事日程

- 議事録署名委員の指名
- 会期の決定
- 会議書記の指名
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第4号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他  
事務の実施状況の公表について
- 議案第5号 令和7年度農用地利用集積等促進計画について
- その他

### 6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	栗屋孝弘
農業委員会事務局局長補佐	小茂田聰
農林水産部農林しいたけ課主事	扇海都
中対馬振興部地域振興課主事	龍井魁都
上対馬振興部地域振興課主事	縫田雄大

### 7. 農用地利用集積等促進計画（案）説明

農林水産部農林しいたけ課課長補佐	松村聰也
------------------	------

## 8. 会議の概要

### 議長

お早うございます。

ただ今より、令和7年度対馬市農業委員会第2回総会を開会いたします。

小宮正至委員・桐谷輝美委員・戸田耕助委員・松村英二委員から欠席の届けがあつております。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は10名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

なお、農地利用最適化推進委員の出席者は11名です。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

日程第1、議事録署名委員の指名について、私から指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、永留正司委員及び、波田裕一郎委員を指名します。

日程第2、会期についてお諮りします。

本総会の会期は、配布しております日程のとおり、本日、1日とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日1日といたします。

日程第3、会議書記の指名を行います。

本日の会議書記に、委員会事務局長及び局長補佐を指名します。

日程第4、議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。今回の申請は3件です。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 議長 事務局長

### 事務局長

議案書の1ページをお願いします。

議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、○○町○○の○○さん所有の○○町○○の田2筆、1, 713平米を、○○町○○の○○さんへ、贈与により所有権を移転するものであります。なお、経営面積は0平米でございます。

続きまして、議案書の2ページをお願いします。

番号2は、○○町○○の○○さん所有の○○町○○の畠17筆、2, 236平米を○○町○○の○○さんへ売買により所有権を移転するものであります。経営面積は2, 969平米でございます。

次に議案書の3ページをお願いします。

番号3は、○○町○○の○○さん所有の○○町○○の畠1筆、251平米を○○町○○の○○さんへ、売買により所有権を移転するものであります。経営面積は0平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

### 議長

事務局の説明が終わりましたので、補足説明に入ります。番号1について地元

委員の補足説明を求めます。

(18番西山義典推進委員挙手) 18番

### 18番 西山義典推進委員

戸田委員が欠席しておりますので、私の方から代読いたします。番号1について説明します。5月21日に譲受人である〇〇の代理人で〇〇である〇〇氏と、市役所農林しいたけ課の扇主事と戸田委員とで、現地を確認しました。今回の申請は、譲渡人の〇〇氏から譲受人の〇〇氏へ、贈与により所有権を移転するものであります。申請地は〇〇町〇〇にある農地で、面積は合計で17.1aあり、現在耕作中の田です。尚お二人は親子であり、立ち合いの中で今後、農地の保全・管理は適切になされることを確認しましたので、今回の申請は問題ないと判断いたします。どうぞご審議の程、よろしくお願ひします。

議長

次に、番号2について、地元委員の補足説明を求めます。

(27番畠島孝吉推進委員挙手) 27番

### 27番 畠島孝吉推進委員

番号2についてご説明します。5月21日に譲受人の〇〇氏と上対馬振興部の縫田主事と私とで現地を確認しました。今回の申請は、譲渡人の〇〇氏から、譲受人の〇〇氏へ売買により所有権を移転するものです。申請地は、現在芋を耕作しており、所有権移転後も譲受人の〇〇氏が芋の耕作を行うとのことです。今後農地の保全・管理は適切になされることと思われますので、今回の申請は問題ないと判断いたします。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長

次に、番号3について、地元委員の補足説明を求めます。

(6番春日亀優委員挙手) 6番

### 6番 春日亀優委員

番号3についてご説明します。6月17日に譲受人の〇〇氏と上対馬振興部の縫田主事と私とで現地を確認しました。今回の申請は、譲渡人の〇〇氏から、譲受人の〇〇氏へ売買により所有権を移転するものです。申請地は、現在耕作しておりませんが、所有権移転後は譲受人の〇〇氏が芋やトマト・ナスの耕作を行うとのことです。今後農地の保全・管理は適切になされることと思われますので、今回の申請は問題ないと判断いたします。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長

地元委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(無しの声あり) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。賛成多数です。

番号1は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は、举手をお願いします。

全員賛成です。

番号2は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は、举手をお願いします。

全員賛成です。

番号3は、原案のとおり許可することに決定しました。

続きまして、議案第4号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 議長 事務局長

事務局長

議案書の4ページをお願いします。

議案第4号、「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」につきましては、農業委員会等に関する法律及び同法律施行規則により、インターネット等で公表しなければならないこととなっております、公表内容といたしましては、5ページから11ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(無しの声あり) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。議案第4号について、承認することに賛成の方は举手をお願いします。

賛成多数です。

本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第5号、「令和7年度農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 議長 事務局長

事務局長

議案書の12ページをお願いします。

議案第5号、「令和7年度農用地利用集積等促進計画について（農地中間管理事業第1回）」でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、本委員会の意見を決定するものであります。権利の決定を受ける者は28人で、合計で169,746.24平米でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、農林しいたけ課の説明を求めます。  
(農林しいたけ課松村補佐挙手) 松村課長補佐

## 農林しいたけ課松村補佐

農林しいたけ課の松村と申します。よろしくお願ひいたします。画面（プロジェクト）を見ながら私の方から、説明させていただきます。今回令和7年度の1回目の集積計画を提出しています。

まず、議案書の12ページからの農用地利用集積計画をお開きください。

今回、令和7年度の1回目の集積計画を提出しております。明細は13ページから。番号1～10が○○地区の出し手10戸です。番号11が○○地区の出し手1戸です。番号12～16が○○地区の出し手5戸です。番号17が○○地区の出し手1戸です。番号18～19が○○地区の出し手2戸です。番号20～21が○○地区の出し手2戸です。番号22が○○地区の出し手1戸です。番号23～28が○○地区の出し手6戸です。再配分を除く合計8地区28戸159筆、面積が137, 653. 24m<sup>2</sup>を○○に集積するものです。

続きまして18ページからをご覧下さい。番号29番～33までです。令和7年度第1回目の農用地利用配分計画（案）を提出しております。再配分5地区受け手が6戸29筆 取扱面積で32, 093m<sup>2</sup>です。地区としては○○地区・○○地区・○○地区・○○地区・○○地区になります。

次に21ページからをご覧下さい。○○地区になります。21～30ページまでです。受け手は○○氏で、出し手は10戸24筆 面積33, 866m<sup>2</sup>でございます。

次は31ページ○○地区になります。31～40ページまで。受け手は、○○氏、○○、○○氏、○○氏、○○氏、○○氏の6名です。出し手は、5戸51筆面積48, 089m<sup>2</sup>でございます。

次に○○地区になります。35ページの一番下の1筆です。受け手は、○○氏です。出し手は、1戸1筆 面積259m<sup>2</sup>でございます。

次に41ページが○○地区になります。出し手が1戸3筆 2, 551m<sup>2</sup> 受け手は○○氏です。

次に42～43ページが○○地区になります。出し手が2戸2筆 2, 518m<sup>2</sup> 受け手は○○氏です。

次に44～46ページが○○地区になります。出し手が2戸15筆 7, 837m<sup>2</sup> 受け手は○○氏です。

次に○○地区になります。44ページの一番上の1筆。出し手が1戸1筆1, 584m<sup>2</sup> 受け手は○○氏です。

次に47ページ～56ページが○○地区になります。出し手が6戸 63筆42, 034. 24m<sup>2</sup> 受け手は、○○氏、○○氏、○○氏、○○氏、○○氏の5名です。

次に57～58ページが○○地区（再配分）になります。出し手が2戸5筆9, 761m<sup>2</sup> 受け手は○○氏です。

次に59～60ページが○○地区（再配分）になります。出し手が2戸3筆6, 186m<sup>2</sup> 受け手は○○氏です。

次に61～62ページが○○地区（再配分）になります。出し手が1戸8筆4, 292m<sup>2</sup> 受け手は○○氏、○○氏です。

次に 6 3 ページが○○地区（再配分）になります。出し手が 1 戸 2 筆 5, 7 1 7 m<sup>2</sup> 受け手は○○氏です。

最後になります。6 4 ~ 6 5 ページが○○地区（再配分）になります。出し手が 1 戸 1 1 筆 6, 1 3 7 m<sup>2</sup> 受け手は○○氏です。

説明は以上になります。よろしくご審議いただきますようお願いします。

## 議 長

農林しいたけ課の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（5 番杉原要 委員挙手）議長 5 番

## 議 長

5 番杉原要委員

### 5 番杉原要委員

再配分の事でお聞きしたい。再配分が出てくる理由や状況は、どういった事でなるのか。私も勉強不足で今まで何回も再配分という言葉は聞いていたが、尋ねてみたいと思って質問しました。

### 農林しいたけ課松村課長補佐

再配分出し手、貸し手の方から農地中間管理機構に預かった分を、長崎県の農業振興公社の方に預けるんですけど、マッチングしていない場合、そちらの方に預けて再配分をするという事です。

### 5 番杉原要委員

計画で貸し手借り手の説明がある訳ですけど、中々決まらずにいたのを県の方で預けた分を再配分するという事ですか。

### 農林しいたけ課松村課長補佐

あちらの方に公募という事で、県の方で手続きを進めるという事です。

### 5 番杉原要委員

という事はここに一杯出ているけども、今回集積計画と再配分があるけど、元は一緒でもすぐ決まったのか決まらないのかという感じで受け取ればいい？

### 農林しいたけ課松村課長補佐

私も 4 月に来たばかりで詳しくはないけど、そういう認識はしています。間違っていたら申し訳ありません。

### 5 番杉原要委員

再配分という言葉が、「ふたたび」と書いてあるので、どっかでやっとって、ある理由でそこが出来んようになったから、又出すのかな。例えば期間があるじゃない 20 年とか。

## 農林しげたけ課松村課長補佐

私も勉強して、次の説明時には答えられるようしておきます。

## 5番杉原要委員

私が知りたいのは再配分の理由と意味。それを教えていただきたい。今まで大体分かりはしたけど。

## 議長

他に質疑はありませんか。

(無しの声あり) 質疑なしと認め、これで質疑を終わり採決します。議案第5号について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

本件は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5、「その他」の事項ですが、何かございますか。

(事務局長挙手) 事務局長

## 事務局長

4月の総会の折に、西山推進員から依頼がありました、耕作放棄地に対して事務局から文書指導をとの件ですが、農業会議を通じて県下の農業委員会に問い合わせた処、複数の農業委員会事務局から回答があり、文書指導は隣接する農地の方からの苦情のみ、委員さんと事務局で現地確認の上、お願いの文書を提出されているそうです。対馬市としても同様の対処をしたいと今後考えています。現在対馬市では農業委員及び推進委員におかれまして、農地利用状況調査後に調査票に実情を記入してもらい、記入状況に数年変化が無く、航空写真等で非農地と判断できれば1月の総会で非農地処理をしております。又、農業会議から、先述の農業委員会事務局によると、耕作放棄地でも現状農地とみなされた場合には、所有者に意向調査を発出し、管理をお願いするか中間管理事業に委託してもらうというものでした。以上で説明を終わります。

## 議長

他に何かありませんか。

(23番永留静夫推進員) 23番

## 議長

23番永留静雄推進委員

## 23番永留静雄推進委員

中間管理機構を通して借受け人が出てきますね。そういう形の中で、実際管理がなされていない所が見受けられます。そこで、中間管理機構の方にお願いしたいのですけど、貸借をされる時にそういう条件を付けて頂いて、きちんと管理していただきたくよう義務付けてもらいたいと要望します。というのが、借受けてもそのままになっていて、草が出ている時だけの刈る管理であれば目立つので、きちんと耕すなどしてもらわないと、出た草を刈るだけでは周りの

迷惑になりますし、そういう話が出ますから。中間仮機構と貸借される方には借受けた以上耕作放棄地にならないよう、管理をしていただくよう言っていただきたいと思います。

**事務局長**

解りました。

**議長**

他に何かありませんか。

(無しの声あり) 無いようですので、本日の日程を終了したいと思います。

本日は提案されました議題を慎重にご審議いただき、ありがとうございました。閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本土地区では梅雨の初めに線状降水帯により集中豪雨が発生しております。幸いにも対馬では現時点ではさほどの大雨にはなっておりませんが、近年の猛暑の影響で、いつ同様の被害が発生するかも知れません。委員の皆様におかれましては、農作物の管理や、熱中症対策の水分補給など、充分気を付けられて、お過ごし願いたいと思います。

以上をもちまして、対馬市農業委員会第2回総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。